８ 介 第 ４４９ 号
平成２８年９月１日

社会福祉法人等代表者　様

京都府健康福祉部介護・地域福祉課長

社会福祉施設等における防災対策について

社会福祉施設等における防災対策については、各施設において日常的に対策を講じられていることと存じます。

この度、台風の豪雨による河川の氾濫により、岩手県の高齢者グループホームにおいて、利用者が死亡されるという不幸な事態が発生しました。

つきましては、再度下記事項に留意していただき、今後の豪雨・台風等に備え、施設利用者等の安全の確保について万全を期していただきますようお願いします。

記

１　情報の収集と連絡体制の確立

消防機関その他の防災機関との連携を密にし、気象状況等に関する情報の収集や災害発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行われる体制を確立するとともに、各職員間の連絡体制等についても再点検のうえ、遺漏のないよう配慮すること。

２　入所者の状況の把握等

入所者（利用者）の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報を職員及び入所者に迅速かつ的確に伝達し、災害発生時の避難等が円滑に行われるようにすること。

３　関係機関等との協力体制の確立

消防機関、府・市町村関係部署、近隣住民等とも日常の連携を密にし、協力体制を確立すること。